個人事業税の省エネ減免に関するＱ＆Ａ

＜Ｑ＆Ａ目次＞

１　対象者

Q1－1：減免の対象になる中小企業者とは、具体的にどのような個人事業者ですか。

Q1－2：いつの時点で、中小企業者かどうかの判定をするのですか。

Q1－3：他道府県に本店を有する場合でも、減免の対象になりますか。

Q1－4：他道府県の事業所等に設備を設置した場合は、減免の対象になりますか。

２　特定地球温暖化対策事業所等

Q2－1：減免の対象とならない特定地球温暖化対策事業所等には、どのような事業所が該当しますか。

Q2－2：特定地球温暖化対策事業所等に対象設備を設置した場合、減免の対象になりますか。

３　導入推奨機器

Q3－1：省エネルギー機器であれば、どのメーカーのものでも減免の対象になりますか。

Q3－2：指定されている導入推奨機器と同等の性能を持つ機器を取得しましたが、型式番号が一致しません。この場合、減免の対象になりますか。

Q3－3：いつの時点で、導入推奨機器に指定されていれば良いですか。

Q3－4：エアコンディショナーについて、室内機と室外機のセットの型式番号が導入推奨機器に指定されていますが、納品書等は室内機・室外機のそれぞれ個別の型式番号で発行されています。この場合、減免の対象になりますか。

Q3－5：導入推奨機器の指定が取消された場合の減免の取扱いはどのようになりますか。

Q3－6：導入推奨機器として型式番号が指定された各設備には、どのような付属設備が含まれますか。

Q3－7：設備を取得・設置した時点で、都税事務所に届出をする必要はありますか。

４　対象設備

Q4－1：対象設備を取得しましたが、他の者に貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

Q4－2：所有しているビルに省エネ設備を設置し、賃貸スペース（賃貸ルーム等）を個々のテナントに貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

Q4－3：他の者が使用していた対象設備を譲り受けました。この場合、減免の対象になりますか。

Q4－4：リースを受けた設備であっても、減免の対象になりますか。

Q4－5：個人事業税が課税される事業と課税されない事業を併せて行っていますが、対象設備は課税されない事業で使用しています。この場合、減免の対象になりますか。

Q4－6：一括償却資産や少額減価償却資産も減免の対象になりますか。

Q4－7：10 万円未満の設備を複数設置し、あわせて 10 万円以上となる場合は減免の対象になりますか。

Q4－8：対象設備を取得しましたが、減免申請の前に手放してしまいました。減免の対象になりますか。

５　取得価額の範囲

Q5－1：設備の取得価額の範囲について教えてください。

Q5－2：店舗併用住宅に設備を設置し、事務所と住宅の双方で使用している場合の取得価額の範囲を教えてください。

Q5－3：導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）の設置工事と併せて、分電盤の取替え工事を行

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）

このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

った場合の取得価額の範囲を教えてください。

Q5－4：導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）と、指定のないエアコン（その他の設備）を同時に同一の事業所等に設置した場合の取得価額の範囲を教えてください。

Q5－5：取得価額の算定における消費税の取扱いについて、教えてください。

6　減免額など

Q6－1：どの年度の個人事業税額から減免するのですか。

Q6－2：減免を受けられるのは、どのような場合か教えてください。

Q6－3：令和５年中に対象設備を取得しましたが、損失等のため令和６年度の個人事業税（令和５年分の所得に対して課税される個人事業税）は税額がありませんでした。令和７年度に課税となった場合、その税額から減免を受けることは可能ですか。

Q6－4：減免額の計算はどのように行うのですか。

Q6－5：取得年の所得に対して課税された個人事業税について減免しきれなかった場合、その翌年度の減免額の計算はどのように行うのですか。

Q6－6：減免決定後に所得税の更正・修正申告等により個人事業税の税額が変更となった場合、減免額も変わりますか。

Q6－7：年の中途で開業したため、取得年の営業月数が 12 月に満たない場合、減免限度額等は月数であん分するのですか。

Q6－8：個人事業税は通常第１期と第２期の２回に分けて納税しますが、第１期納期限後に減免申請を行った場合、減免額の計算はどのように行うのですか。

Q6－9：減免申請をした年度の個人事業税は、いつ納付すれば良いですか。

7　減免と地球温暖化対策報告書等の提出

Q7－1：減免を受けるために、提出すべき地球温暖化対策報告書等の種類を教えてください。

Q7－2：減免を受けるためには、どの事業所等の報告書等を提出していればよいですか。

Q7－3：報告書等を提出すべき年度、提出先、提出期限を教えてください。

Q7－4：減免を受けるためには、どの年度の報告書等を提出していればよいですか。

Q7－5：報告書等の提出対象とならない事業所等である場合、減免申請には何を添付したらよいですか。

8　減免申請手続

Q8－1：減免申請の手続や添付資料について教えてください。

Q8－2：減免未済額がある場合は、翌年度に減免申請を行わなくても、減免を受けることができますか。

Q8－3：減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について教えてください。

Q8－4：令和６年中に取得した対象設備の減免申請期限について教えてください。

9　その他

Q9－1：他の優遇措置と同時に減免を受けることは可能ですか。

Q9－2：対象設備について補助金等の交付を受けている場合、当該対象設備の取得価額の算定方法はどのようになりますか。

Q9－3：減免申請をした後に、設備を設置した事業所等へ都税事務所等の職員が調査に来ることはありますか。

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

１　対象者

Q1－1　減免の対象になる中小企業者とは、具体的にどのような個人事業者ですか。

Ａ1－1：個人事業者のうち、個人事業税の納税義務者が対象となります。

Q1－2　いつの時点で、中小企業者かどうかの判定をするのですか。

Ａ1－2：中小企業者であるかどうかの判定は、対象設備を取得した年の１２月３１日の現況により行います。

ただし、減免を行った結果、減免しきれない金額があり翌年度に繰り越す場合は、当該減免年度の１２月３１日の現況により中小企業者の判定を行います。

減免額の計算方法については、Q6－4、Q6－5 を参照してください。

Q1－3　他道府県に本店を有する場合でも、減免の対象になりますか。

Ａ1－3：他の道府県に本店を有する場合であっても、東京都内の事業所等に対象設備を設置した場合は、東京都が課税した個人事業税に限り減免の対象となります。

Q1－4　他道府県の事業所等に設備を設置した場合は、減免の対象になりますか。

Ａ1－4：この減免制度は、東京都内において中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するために、東京都が独自に実施するものであり、東京都以外の道府県の事業所等に設置した設備は減免の対象とはなりません。

２　特定地球温暖化対策事業所等

Q2－1　減免の対象とならない特定地球温暖化対策事業所等には、どのような事業所が該当しますか。

Ａ2－1：環境確保条例により、温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所（前年度エネルギー使用量が３年連続 1,500kL 以上の事業所）が該当します。

Q2－2　特定地球温暖化対策事業所等に対象設備を設置した場合、減免の対象になりますか。

Ａ2－2：特定地球温暖化対策事業所等に対象設備を設置した場合は、減免の対象になりません。しかし、特定地球温暖化対策事業所等の指定を受けた年度の３月３１日までに対象設備を取得した場合は、当該期間は特定地球温暖化対策事業所等に該当しないものとして取り扱うため、その翌年度に減免申請を行うことは可能です。

３　導入推奨機器

Q3－1　省エネルギー機器であれば、どのメーカーのものでも減免の対象になりますか。

A3－1：東京都が、一定の環境性能を有する省エネ設備として指定した導入推奨機器に限り、減免の対象となります。

導入推奨機器は、東京都のホームページ「導入推奨機器」（ URL ： https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp ）で公表しています。

Q3－2　指定されている導入推奨機器と同等の性能を持つ機器を取得しましたが、型式番号が一致しません。この場合、減免の対象になりますか。

A３－2：指定されている導入推奨機器と型式番号が完全に一致しなければ、たとえ同水準の設備であっても、減免の対象になりません。

Q3－3　いつの時点で、導入推奨機器に指定されていれば良いですか。

A3－3：取得した設備が次のア、イのいずれかに該当している必要があります。

ア　設備の取得時点で、導入推奨機器として型番指定されていること。

イ　設備の取得時点で当該設備に係る機器指定の効力が発生し、かつ、減免申請期限までに型番指定されていること。

Q3－4　エアコンディショナーについて、室内機と室外機のセットの型式番号が導入推奨機器に指定されていますが、納品書等は室内機・室外機のそれぞれ個別の型式番号で発行されています。この場合、減免の対象になりますか。

A3－4：導入推奨機器と取得した設備が同一のものであれば、減免の対象となります。この場合、当該設備について、個別の型式番号とセットの型式番号の両方が確認できる資料を必ず添付してください。（例：パンフレット、仕様書等）

Q3－5　導入推奨機器の指定が取消された場合の減免の取扱いはどのようになりますか。

A3－5：指定取消日の前日までに当該設備を取得している場合に限り、減免の対象となります。指定取消日は東京都のホームページ「導入推奨機器」（ URL ： https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp ）　をご覧ください。

Q3－6　導入推奨機器として型式番号が指定された各設備には、どのような付属設備が含まれますか。

A３－6：導入推奨機器として型式番号が指定された各設備の標準的な設備構成を以下に示します。

ア　空調設備

（ア）エアコンディショナー

本　　体：室外機、室内機、リモコン、本体付属品一式、ワイドパネル

付帯設備：架台、冷媒配管、配線類、支持材

※同時に設置する換気設備は含みません。

※導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象とします。

（イ）ガスヒートポンプ式冷暖房機

本　　体：室外機、室内機、リモコン、本体付属品一式、ワイドパネル

付帯設備：架台、ガス配管、冷媒配管、配線類、支持材

※同時に設置する換気設備は含みません。

※導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象とします。

イ　照明設備

（ア）LED 照明器具※

本　　体：照明器具、本体付属品一式

付帯設備：配線類、支持材、スイッチ、人感センサー等

※ＬＥＤ照明器具は平成 24 年７月１日以後、導入推奨機器に追加

（イ）ＬＥＤ誘導灯器具※

本　　体：照明器具、本体付属品一式

付帯設備：配線類、支持材、リニューアルプレート、誘導灯用信号装置、中継盤、センサー等

※ＬＥＤ誘導灯器具は平成 25 年７月１日以後、導入推奨機器に追加

ウ　小型ボイラー設備（小型ボイラー類）

本　　体：小型ボイラー本体（制御盤含む）、本体付属品一式

付帯設備：架台、配線類、蒸気配管又は冷温水配管（配管中の弁類及び保温材を含む）、ドレン配管、燃料配管、支持材

エ　再生可能エネルギー設備

（ア）太陽光発電システム

本　　体：太陽電池モジュール、本体付属品一式

付帯設備：架台、接続箱、パワーコンディショナー、総発電電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線類、支持材

※計測システム（パソコン、モニター等）、表示装置は含まれません。

（イ）太陽熱利用システム

①　液体集熱式

本　　体：太陽集熱器、本体付属品一式

付帯設備：架台、蓄熱槽※、集熱ポンプ、配管類（補助熱源機器まで）、配線類、支持材

※補助熱源機器分離型については、補助熱源機器は減免の対象外です。

補助熱源機器一体型については、補助熱源機器も減免対象となります。

② 空気集熱式

本　　体：太陽集熱器、本体付属品一式

付帯設備：架台、ダクト類、送風機ユニット、蓄熱層※、集熱ポンプ、配管類（補助熱源機器まで）、配線類、支持材

※補助熱源機器分離型については、補助熱源機器は減免の対象外です。
補助熱源機器一体型については、補助熱源機器も減免対象となります。

Q3－7　設備を取得・設置した時点で、都税事務所に届出をする必要はありますか。

A3－7：設備取得時点での届出は必要ありません。
ただし、減免申請をする際に設備取得等を証するものを提出する必要がありますので、納品書等は破棄せずに保管しておいてください。
詳細はＱ８－１を参照してください。

4　対象設備

Q4－1　対象設備を取得しましたが、他の者に貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

A4－1：対象設備自体を貸し付けている場合は、減免の対象外となります。
したがって、リース事業やレンタル事業のように、対象設備自体を他の者に貸し付けている場合は、当該対象設備が自己の減価償却資産であっても、減免の対象にはなりません。

Q4－2　所有しているビルに省エネ設備を設置し、賃貸スペース（賃貸ルーム等）を個々のテナントに貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

A4－2：一般の貸しビルのようにテナントスペースを貸し付け、オーナー自らが当該事業所等に設置されている対象設備を管理保守している場合で、他の減免要件をすべて満たすものは、減免の対象となります。

Q4－3　他の者が使用していた対象設備を譲り受けました。この場合、減免の対象になりますか。

A4－3：設備の取得時において、既に事業又は住宅の用に供されていた設備（いわゆる中古設備等）は、減免の対象となりません。

Q4－4　リースを受けた設備であっても、減免の対象になりますか。

A4－4：原則として、設備を借り受けている場合は、当該設備は減免の対象とはなりません。
ただし、ファイナンスリース取引※により新たに設備のリースを受け、自己の

減価償却資産として取り扱う場合で他の減免要件をすべて満たすものは、リースを受けた個人が当該設備を取得したものとして、減免の対象となります。

※所得税法第67条の２及び所得税法施行令第197条の２に定めるリース取引をいいます。

Q4－5 個人事業税が課税される事業と課税されない事業を併せて行っていますが、対象設備は課税されない事業で使用しています。この場合、減免の対象になりますか。

A4－5：課税事業と非課税事業（又は対象外事業）を併せて行い、対象設備の全部又は一部を非課税事業（又は対象外事業）の用に供する場合であっても、他の減免要件を全て満たすものは、減免の対象になります。

Q4－6 一括償却資産や少額減価償却資産も減免の対象になりますか。

A4－6：一括償却資産や少額減価償却資産であっても、自己の償却資産となるもので、他の減免要件をすべて満たすものは、減免の対象になります。ただし、取得価額が10万円未満の設備は、減免の対象になりません。

Q4－7 10万円未満の対象設備を複数設置し、あわせて10万円以上となる場合は減免の対象になりますか。

A4－7：原則として、10万円未満の設備を複数設置しても減免の対象とはなりません。ただし、通常、複数個あわせて１単位として取引されるものについては、合計の取得価額が10万円以上であれば、減免の対象となります（所得税基本通達49－39）。具体的には、所得税確定申告の際に減価償却資産として計上した取得価額から、減免対象外の設備や工事費等を除いた取得価額が１０万円以上となる場合は、減免の対象になります。

Q4－8 対象設備を取得しましたが、減免申請の前に手放してしまいました。減免の対象になりますか。

A4－8：省エネ減免は対象設備の取得を税制面から支援するものであることから、減免申請の前に設備を手放したとしても、対象設備を取得しているのであれば、減免の対象となります。その場合、対象設備を取得し、設置したことを証明するために、設置後の写真やその他の書類等を残しておく必要があります。

5　取得価額の範囲

Q5－1　設備の取得価額の範囲について教えてください。

A5－1：減免額の計算の基礎となる設備の取得価額とは、所得税法上の有形減価償却資産の取得価額です（所得税法施行令第１２６条）。具体的な範囲は、以下のとおりです。

設備の取得価額に含まれるもの	設備の購入代価、購入手数料、設置費用、旧設備の撤去費用（減価償却資産として計上した場合に限る。）
設備の取得価額に含まれないもの	導入推奨機器以外の機器据付工事、同時に行うブレーカーや分電盤の工事、対象設備の設置場所にあった他の構築物等の除去処分のための工事、原状回復を上回る内装工事、断熱・保温・防水工事等

Q5－2　店舗併用住宅に設備を設置し、事務所と住宅の双方で使用している場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－2：事業の用に供される部分のみが減免の対象となりますので、この場合の対象設備の取得価額は、住宅の用に供される部分に相当する価額を除いて計算します。

計算方法は次のいずれかによります。

①　床面積やエネルギー使用量等、当該設備の使用状況に照らして社会通念上合理的と認められる基準によるあん分（あん分方式）

②　当該設備の取得価額の２分の１（簡易方式）

なお、取得価額が 10 万円未満かどうかの判定は、あん分後の取得価額により行います。

※住宅の用にのみ供する設備は減免の対象となりません。

（例）本人が居住する住宅、居住用として貸し付けているアパート

Q5－3　導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）の設置工事と併せて、分電盤の取替え工事を行った場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－3：対象設備の取得価額のみが減免の対象となりますので、対象設備の設置費用とその他の工事費用の内訳を明確に区分して減免申請してください。

減免の対象となる設備の範囲については、Q3－６を参照してください。

納品書等の書類は、上記の内訳を明示し、添付してください（Q8－1 参照）。

Q5－4　導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）と、指定のないエアコン（その他の設備）を同時に同一の事業所等に設置した場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－4：対象設備の取得価額のみが減免の対象になりますので、対象設備とその他の設備の取得価額等に区分をして減免申請してください。

納品書等の書類は、上記の内訳を明示し、添付してください（Q8－1 参照）。

Q5－5　取得価額の算定における消費税の取扱いについて、教えてください。

A5－5：取得価額の算定は、所得税の例により、個人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した価額により判定します（所得税基本通達「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」）。

取得価額が 10 万円未満かどうかの判定も、所得税の取扱いと同じ税抜経理方式又は税込経理方式を適用して算出した取得価額により行います。

6　減免額など

Q6－1　どの年度の個人事業税額から減免するのですか。

A6－1：原則として、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します（減免しきれない額がある場合は、Q6－3 を参照してください。）。ただし、対象設備を取得した年と事業の用に供した年が異なる場合は、事業の用に供した年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します。

なお、減免制度の適用は令和 12 年 12 月 31 日までに取得し、かつ、事業の用に供した設備に限ります。

【省エネ減免対象期間と減免申請期間】

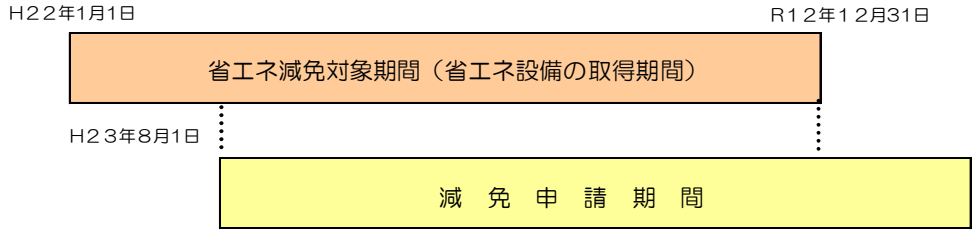

Q6－2　減免を受けられるのは、どのような場合か教えてください。

A6－2：地球温暖化対策報告書等を提出している個人事業者で、取得年の所得に対して個人事業税が課税されている場合に、減免申請を行うことができます。ただし、年の中途で廃業した日を含む年の所得に対して課税された場合を除きます。

したがって、取得年の所得に対して課税された個人事業税であっても、廃業の場合は、減免の対象となりません。

Q6－3　令和５年中に対象設備を取得しましたが、損失等のため令和６年度の個人事業税（令和５年分の所得に対して課税される個人事業税）は税額がありませんでした。令和７年度に課税となった場合、その税額から減免を受けることは可能ですか。

A6－3：損失、繰越損失または事業主控除等により、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税について税額が発生しない場合であっても、当該年度に減免しきれなかった金額がある場合には、その翌年度の個人事業税額から減免を受けることができます。

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

実際の手続については、Ｑ８－１を参照してください。

Q6－4　減免額の計算はどのように行うのですか。

A6－4：減免額は、以下のように計算します。

〇事業の用に供した対象設備の取得価額の合計額（2,000 万円を限度）の 1/2 相当額(減免基準価額）を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します。ただし、当該年度に減免できるのは、当該年度の税額の 1/2（減免限度額）までとなります。

〇減免額

減免基準価額　＞　減免限度額　　の場合　→　「減免限度額」相当額

減免基準価額　≦　減免限度額　　の場合　→　「減免基準価額」相当額

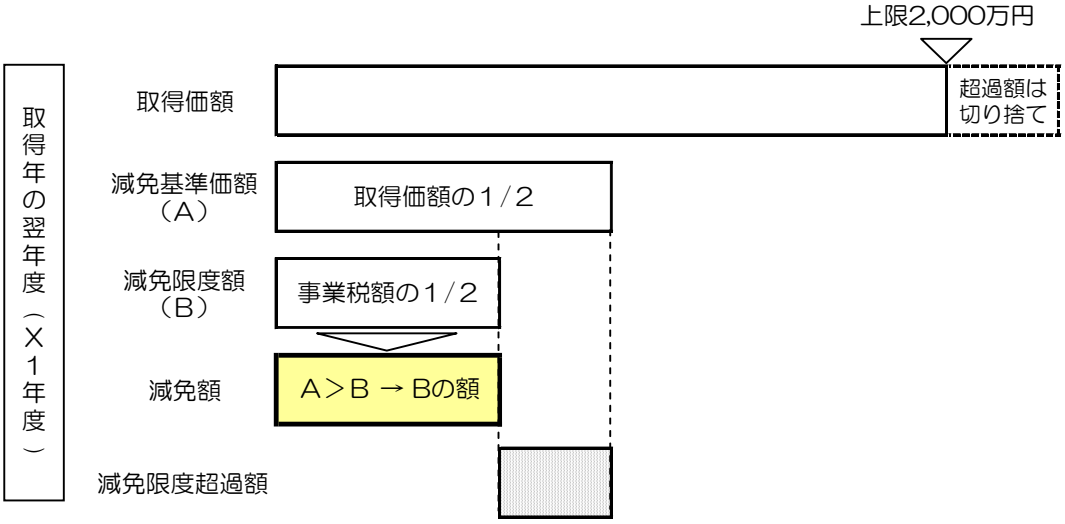

≪計算例：X1 年度の場合≫

対象設備の取得価額	2,800 万円
個人事業税額	1,400 万円

●減免基準価額

取得価額 2,800 万円のうち、2,000 万円を超える金額（800 万円）は切り捨てます。

2,000 万円×1/2＝1,000 万円

●減免限度額

1,400 万円×1/2＝700 万円

●減免（申請）額

減免基準価額＞減免限度額であるため、減免限度額相当額がX1 年度の減免額となります。

よって、減免額は、700 万円

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

減免限度額を超える金額（減免限度超過額）
1,000 万円－700 万円＝300 万円
減免しきれなかった金額は、その翌年度（X2 年度）においてのみ、減免未済額として減免対象となります。

Q6－5 取得年の所得に対して課税された個人事業税について減免しきれなかった場合、その翌年度の減免額の計算はどのように行うのですか。

A6－5：減免額は、以下のように計算します。

○減免基準価額は、前年度（X1 年度）に減免しきれなかった金額（減免未済額）を加えた額とします。ただし、翌年度（X2 年度）の個人事業税額の 1/2（減免限度額）を限度として減免します。

○前年度（X1 年度）の 12 月 31 日時点で個人事業者ではなくなっていた場合は、減免の対象外になります。

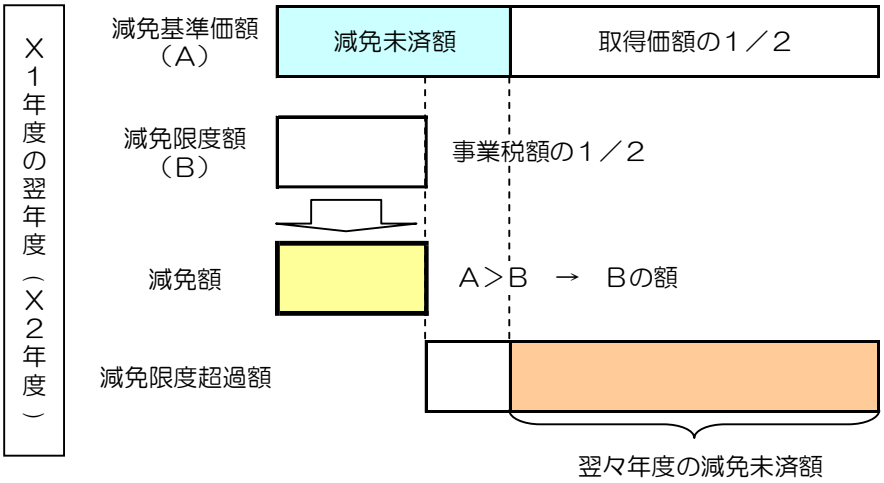

≪計算例：Q6－4 の翌年度（X2 年度）の場合≫

対象設備の取得価額	2,000 万円
個人事業税額	400 万円
前年度（X1 年度）に減免しきれなかった額（減免未済額）	300 万円

●減免基準価額　2,000 万円×1/2＋300 万円＝1,300 万円
●減免限度額　　400 万円×1/2＝200 万円
●減免（申請）額
減免基準価額＞減免限度額であるため、減免限度額相当額がＸ２年度の減免額となります。
よって、減免額は、200 万円

減免限度超過額　1,300 万円－200 万円＝1,100 万円
上記の 1,100 万円のうち、翌々年度（X3 年度）において減免対象となる金額（減免未済額）は、直近１年間分の 1,000 万円です。

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

Q6－6　減免決定後に所得税の更正・修正申告等により個人事業税の税額が変更となった場合、減免額も変わりますか。

A6－6：減免決定後、所得税の更正・修正申告等により個人事業税が増額になった場合は、原則として減免額の再計算は行いません。

一方、個人事業税が減額になった場合は、減免額の再計算を行います。

Q6－7　年の中途で開業したため、取得年の営業月数が 12 月に満たない場合、減免限度額等は月数であん分するのですか。

A6－7：減免額の計算上、次の 2 種類の上限値を設定していますが、営業月数が 12 月に満たない場合であっても、取扱いは変わりません。

① 対象設備の取得価額の上限値・・・2,000 万円

② 減免限度額・・・個人事業税額の 1/2

Q6－8　個人事業税は通常第 1 期と第 2 期の 2 回に分けて納税しますが、第 1 期納期限後に減免申請を行った場合、減免額の計算はどのように行うのですか。

A6－8：第 1 期納期限後から第 2 期納期限までに減免申請を行った場合は、第 2 期分納税額の 2 分の 1 を減免限度額として減免額を計算します。

なお、第 2 期納期限までに減免申請がない場合は、減免を受けることができません。

Q6－9　減免申請をした年度の個人事業税は、いつ納付すれば良いですか。

A6－9：減免は、申請内容を確認した後に決定します。したがって、減免を受けようとする場合であっても、減免決定の前に納期限が到来する場合は、納期限内に減免前の税額の全額を納付する必要があります。

確認の結果、当該個人事業税の税額の全部又は一部を減免することとした場合は、減免決定の通知を行うとともに、既に納付のあった税額より減免相当額を還付します。

なお、減免の決定・不許可の通知は、減免申請から半月程度かかります。また、還付処理は減免決定後、1～2 ヶ月程度かかります。

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

7　減免と地球温暖化対策報告書等の提出

Q7－1　減免を受けるために、提出すべき地球温暖化対策報告書等の種類を教えてください。

A7－1：減免を受けるためには、以下のとおり、前年度のエネルギー使用量により、「地球温暖化対策計画書」、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」、「地球温暖化対策報告書」のいずれか（以下、「報告書等」といいます。）を提出する必要があります。

大規模事業所	**特定地球温暖化対策事業所** 指定地球温暖化対策事業所のうち、 前年度エネルギー使用量が３年連続1,500kl以上		ＣＯ２総量削減義務 **『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務**	減免対象外
	指定地球温暖化対策事業所 前年度エネルギー使用量が1,500kl以上		**『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務**	減免対象
	特定テナント等事業者 指定事業所におけるＣＯ$_2$排出量の 相当部分を占めるテナント業者		**『特定テナント等地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務（指定事業者経由）**	
指定「相当」事業所	**特定地球温暖化対策事業所「相当」事業所** ３年連続エネルギー使用量が1,500kl以上で、 中小企業者等が1/2以上所有する事業所		**『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務**	減免対象外
	指定地球温暖化対策事業所「相当」事業所 前年度エネルギー使用量が1,500kl以上で、 中小企業者等が1/2以上所有する事業所		**『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務**	減免対象
	特定テナント等事業者 指定相当事業所におけるＣＯ２排出量の 相当部分を占めるテナント業者		**『特定テナント等地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務（指定事業者経由）**	
中小規模事業所	上記以外	**複数の事業所等の設置** 前年度エネルギー使用量（合算）が 3,000kl以上	**『地球温暖化対策報告書』の作成・提出義務**	
		前年度エネルギー使用量が1,500kl未満 （上記以外）	**『地球温暖化対策報告書』の任意作成・提出**	

※特定地球温暖化対策事業所及び特定地球温暖化対策事業所「相当」事業所内のテナントは、減免の対象外です。

Q7－2　減免を受けるためには、どの事業所等の報告書等を提出していればよいですか。

A7－2：対象設備が設置された事業所等の報告書等を提出している必要があります。

Q7－3　報告書等を提出すべき年度、提出先、提出期限を教えてください。

A7－3：前年の４月１日から３月31日までの取組みについて、それぞれの提出先（地球温暖化対策報告書制度　受付窓口等）へ提出します（特定テナント等事業者の場合は、指定地球温暖化対策事業者を経由して提出します。）。提出期限は、以下

の報告書等の区分のとおりです。

区　分	提出期限
地球温暖化対策計画書	毎年度 11 月末日 （ただし、指定地球温暖化対策事業所に指定された年度は、指定の日から 90 日後と 11 月末日のいずれか遅い日）
特定テナント等地球温暖化対策計画書	
地球温暖化対策報告書	＜義務提出者＞ 毎年度８月末日 ＜任意提出者＞ 毎年度 12 月 15 日

※詳細は環境局ホームページを参照してください。

Q7－4　減免を受けるためには、どの年度の報告書等を提出していればよいですか。

A7－4：減免申請をする時点で、提出期限がすでに到来している報告書等のうち、直近の年度のものを提出している必要があります。

ただし、直近の報告書等を提出していない場合であっても、その翌年度の報告書等を減免申請期限までに提出すれば、直近の報告書等が提出されているものとして取り扱います。

【地球温暖化対策報告書の場合】

減免申請期限	提出すべき報告書の提出期限
令和７年９月１日※1 （８月定期課税の場合）	＜義務提出者＞　次のいずれかを提出 ・令和６年８月末日（R5.4.1～R6.3.31 分） ・令和７年８月末日（R6.4.1～R7.3.31 分） ＜任意提出者＞　次のいずれかを提出 ・令和６年 12 月 15 日（R5.4.1～R6.3.31 分） ・令和７年 12 月 15 日（R6.4.1～R7.3.31 分）

【地球温暖化対策計画書・特定テナント等地球温暖化対策計画書の場合】

減免申請期限	提出すべき計画書の提出期限
令和７年９月１日※1 （８月定期課税の場合）	次のいずれかを提出 ・令和６年 11 月末日※2（R5.4.1～R6.3.31 分） ・令和７年 11 月末日※2（R6.4.1～R7.3.31 分）

※１　第１期納期限後から第２期納期限までに減免申請を行う場合、減免申請期限は令和７年１２月１日になります。ただし、この場合、第２期分納税額の２分の１が減免限度額となります。

※２　指定地球温暖化対策事業所に指定された場合は、指定の日から 90 日後と 11 月末日のいずれか遅い日。

Q7－5　報告書等の提出対象とならない事業所等である場合、減免申請には何を添付したらよいですか。

A7－5：「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類兼事業所等廃止の場合の事由説明書」（個人事業税省エネ減免様式その３）」に必要事項を記載し、減免申請書に添付してください。

報告書等の提出対象とならない事業所等とは、下表の場合をいいます。

地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合	
①　４月以降に新設された事業所等の場合	
	新設された事業所等であって、当該新設の日を含む報告書等の作成対象となる環境確保条例に定める年度（４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいう。）の報告書等の環境局への提出期限が減免申請期限後となる事業所等
②　フランチャイズ加盟者の事業所等の場合	
	環境確保条例第８条の 23 第１項に規定する連鎖化事業の加盟者の設置する事業所等のうち、連鎖化事業を行う者が同項に規定する報告書を提出した事業所等
③　年度途中の譲渡等があった指定地球温暖化対策事業所の場合	
	年度途中での譲渡等により、地球温暖化対策計画書の提出義務者が変更後の所有者となったため、地球温暖化対策計画書を提出しないこととなった当該変更前の所有者等に係る当該事業所等（譲渡前の年度につき、変更前の所有者が地球温暖化対策計画書を提出すべき事業所等を除く。）
④　事業所等が信託財産である場合	
	所得税法第 13 条第１項の規定により、事業所等に設置した対象設備が信託の受益者の資産とみなされる場合であって、信託の受託者が報告書等を提出することとされているため、報告書等の提出の対象とならない信託の受益者に係る事業所等（信託の受益者が当該事業所等の使用者又は転貸者であるため、地球温暖化対策報告書の提出の対象となる事業所等を除く。）

8　減免申請手続

Q8－1　減免申請の手続や添付資料について教えてください。

A8－1：下表のとおりです。

減免申請期限	減免申請を行う年度の個人事業税の納期限
提出先	所管都税事務所・支庁の個人事業税担当
提出書類	減免申請書（都税条例施行規則第 38 号様式（乙））
添付資料	ア　対象設備が設置された事業所等について、受付印が押印された以下のいずれかの提出書の控の写し ・地球温暖化対策計画書提出書 ・地球温暖化対策報告書提出書 ・特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書 イ　減免額の計算書（個人事業税省エネ減免様式その１） ウ　減免対象設備の明細書（個人事業税省エネ減免様式その２、その２の２） エ　税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の減価償却一覧表（写し） ※当該設備が含まれている欄に、印を付けてください。 オ　対象設備が導入推奨機器であることが分かるもの ※導入推奨機器に指定された型式番号と、設置した機器の型式番号が一致することがわかる資料を添付してください。 （例：東京都ホームページの対象機器検索画面における当該設置した機器が掲載されている画面のハードコピー、納品書、保証書、工事図面、設置した機器の型式番号が分かる写真） カ　対象設備の設置場所が事業所であることが分かるもの ※住宅の用に供していないことが分かるものを提出してください。 （例：減価償却一覧表、不動産登記事項証明書、外観及び事業所内部の写真） キ　対象設備の取得日、事業の用に供した日が分かるもの （例：減価償却一覧表、納品書、領収書） ク　中古設備等ではないことがわかるもの（例：保証書） ケ　取得価額が分かるもの（例：減価償却一覧表、納品書、領収書） ※「〇〇工事一式」等として、納品書及び領収書が発行されている場合には、取得設備の種類・台数、工事内容等の内訳が分かるものも提出してください。 コ　申請者が負担し、対象設備を取得したことがわかるもの（例：申請者名義の領収書） サ　その他、申請事項を証する書類
注意事項	①　提出書の控の写しは、減免申請期限前の直近の報告書等に係るものを添付してください。なお、報告書等の提出対象とならない事業所等は、Q7－５を参照してください。 ②　損失等により、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税について税額が発生しない場合は、更にその翌年度において、個人事業税額の 1/2 を限度に、取得価額の 1/2 の額を減免未済額として減免申請することができます。 ③　減免を受けようとする場合であっても、減免決定の前に納期限が到来する場合は、納期限内に減免前の税額の全額を納付する必要があります。 ④　減免申請書及びイ、ウの各種様式は、主税局ホームページに掲載しています。

Q８－２　減免未済額がある場合は、翌年度に減免申請を行わなくても、減免を受けることができますか。

Ａ８－２：減免未済額については、減免を行った年度の翌年度の個人事業税から減免することができます。この場合、個人事業税の納期限までに減免申請をする必要があります。減免申請を行わなかった場合は、減免できません。

Q8－3　減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について教えてください。

A8－3：減免未済額の減免申請を行う場合は、減免申請を行う年度のＱ８－１表中のア及びイを添付してください。

なお、前年度において、損失等により個人事業税の税額が発生せず、減免申請を行わなかった場合は、上記の書類に加え、前年度分のＱ８－１表中のイからコも併せて添付してください。

Q8－4　令和６年中に取得した対象設備の減免申請期限について教えてください。

A8－4：事業の用に供した年に応じて、以下のとおりとなります（減免年度についてＱ６－１参照）。

なお、原則として、減価償却資産として償却を開始した年が、事業の用に供した年となります。

（１）令和６年中に事業の用に供した場合

令和７年度個人事業税の納期限までに、減免申請をする必要があります。

（２）令和７年以後に事業の用に供した場合

事業の用に供した年の翌年度に課税される個人事業税の納期限までに、減免申請をする必要があります。

９　その他

Q9－1　他の優遇措置と同時に減免を受けることは可能ですか。

A9－1：国又は都以外の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合であっても、この減免制度の適用を受けることは可能です。

ただし、都の助成を受けた設備については、減免の対象となりません。

Q9－2　対象設備について補助金等の交付を受けている場合、当該対象設備の取得価額の算定方法はどのようになりますか。

A9－2：補助金等の交付を受け、所得税法第 42 条の規定により、当該対象設備の取得に充てた部分の金額を総収入金額に算入しない場合は、総収入金額に算入されない補助金等の額を控除した金額を取得価額とします。

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

Q9－３　減免申請をした後に、設備を設置した事業所等へ都税事務所等の職員が調査に来ることはありますか。

A9－３：書面審査において、提出された資料から減免要件が確認できない場合は、都税事務所等の職員による現地の調査（取得した設備に係る写真撮影等）をさせていただくことがありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

具体的には、下記のような場合に調査を実施します。

（例）・提出された書類から取得した設備の型式番号や取得年、設置場所等の減免要件が確認できない場合

・工事図面や写真が添付されておらず、取得した設備の設置場所が確認できない場合

・請求書等に工事会社等の会社印が押印されていない場合　　など

＊中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免）Ｑ＆Ａ（令和７年４月１１日改訂版）
このＱ＆Ａは、令和７年４月１日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。